

新型コロナウイルスの影響による「徴収猶予の特例制度」の申請について

1. 申請対象・申請方法

- ・納期限が令和2年2月1日から令和3年2月1日の町税について申請できます。
- ・令和2年6月30日、又は、納期限のいずれか遅い日までに申請が必要です。
- ・申請は、郵送のできるほか、eLTAX（地方税ポータルシステム）を活用したオンライン申請も可能です。やむを得ない場合は、来庁での申請も可能ですが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、郵送やオンラインでの申請にご協力をお願いします。

2. 記載上の注意と提出書類

(1) 徴収猶予申請書

- ・申請いただいた内容の審査にあたり、職員が電話等で内容確認を行うことがありますので、日中連絡のつく電話番号を必ずご記入ください。
- ・申請書の「1 申請者名等」枠欄の下段「新型コロナウイルス感染症等の影響」欄は、該当する項目にをお願いします。なお、その他の理由で収入が減少した場合には、具体的な理由をご記入ください。
- ・収入には、事業収入のほか、給与収入などの経常的な収入は含みますが、譲渡所得などの一時的な収入（一時所得）は含まれません。
- ・納期限が翌月に到来する程度のものまでは、まとめて申請いただけますが、それ以上となる場合は、その都度、申請してください。
- ・猶予期間内における途中での納付や分割納付なども可能ですので、その際は担当までご相談ください。
- ・口座振替を登録されている方は、猶予が決定されても、振替処理を停止しない限り納期限に残高があれば振替が実施されます。振替停止を希望される場合は、申請書裏面「3 その他（希望する場合）」枠欄にて「振替処理の停止を希望する」にをお願いします。

(2) 添付書類

- ①収入の減少等の事実があることを証する書類
(売上帳、給与明細、預金通帳等のコピー)
- ②一時納付・納入が困難であることを証する書類
(預金通帳、現金出納帳等のコピー)
- ③財産収支状況書（猶予を受けようとする金額が100万円以下の場合）
- ④財産目録及び収支の明細書（猶予を受けるようする金額が100万円を超える場合）

〒367-0292

埼玉県児玉郡神川町大字植竹909番地

神川町役場 税務課 管理担当

電話：0495-77-2116

FAX：0495-77-2117